

2020年7月10日

千葉県弁護士会 会長
眞田 範行 様

首都圏青年ユニオン連合会
執行委員長

懲戒請求の補正に関する意見書

1. 懲戒を請求する弁護士の氏名及び事務所又は住所

氏 名 黒葛原 歩

事 務 所 〒261-0011

千葉県千葉市美浜区真砂3-13-12

ベイパーク真砂5階2 みはま総合法律事務所

2. 懲戒請求者

氏 名 首都圏青年ユニオン連合会

代 表 者

住 所 〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27 博多駅東パネスビル

電話番号 050-5893-9792 (ユニオン一時受付)

3. 懲戒請求にかかる具体的説明

- (1) 既に、懲戒請求書に記載のとおり、被請求者のこれまでの言動による、当組合への妨害行為を行っており、その中には、令和2年6月に被請求者から当組合員に対し、「お前の正体を必ず暴いてやる」などといったおおよそ弁護士とは思えぬ威圧的発言がありました。

令和2年6月19日に行われた千葉県労働委員会における労働組合Sと社会福祉法人千歳会との間の救済申立事件(千労委令和元年(不)第2号不当労働行為救済命令申立事件)の期日において、労働委員会の進行役がDVDに登場する人物を特定するように申立人である労働組合Sに対して指示を行った際に、申立人代理人である対象弁護士は、同弁護士には氏名以上に特定のしようがないにもかかわらず、「わかりました、特定します」などと申し向け、前記発言と合わせ、あたかも個人情報を特定した上で個人攻撃をするかのような発言をしました。これにより同期日に担当者社員として傍聴していた当該組合員は、自身の個人情報が与り知らぬところで

暴露され拡散される可能性に畏怖しております。

また、同労働委員会には、多数の千葉県医労連関係者及び千歳会労働組合員と思われる傍聴者が動員されており、圧迫するような状況でした。対象弁護士の上記発言は、これら多数の傍聴者に対しても当該組合員の個人情報公開されることを示唆しております。

- (2) また、当労働組合が千歳会の「利益の不法な代弁者に過ぎないものであって、労働組合ではない」との主張が、添付の準備書面でも団体交渉先に送付されたため、これを根拠に社会福祉法人千歳会は当組合を労働組合ではないという認識をされてしまい、団体交渉にも応じてもらえなくなりました。

さらには、黒葛原弁護士の助言により、千歳会労働組合の公式 SNS でも上記の黒葛原弁護士と全く同様の主張が繰り返さされております。そのため、当組合が団体交渉を申し込んでいる他の企業からも当組合は労働組合ではないから団体交渉に応じないという回答が繰り返されるまでに至っており、当組合の組合員の権利が著しく侵害されております。(一連の千歳会労働組合の SNS での発言を添付いたします)

- (3) 以上のとおり、当組合に対して、弁護士としてあるまじき行為が行われておりますことを申し添えるとともに、ご賢明なご判断を賜りますことを願いしまして、補正意見とさせていただきます。

以 上